議 第 45 号

平成30年2月23日提出

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 改正について

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう に改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(昭和25年告示 第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「818,000円」を「819,000円」に、「744,000円」を「745,000円」に、「674,000円」を「675,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

熊本市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。